

商工会ニュースやはば臨時号No.10

【コロナ支援策】

地域企業経営支援金(令和3年度予算事業)

7月12日(月)申請受付 スタート！！

地域企業経営支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援する事業です。

【支援金とは?】

対象期間内の連続する3か月の売上について前々年同期の売上との差額(減収額)を 1事業所あたり30万円を上限として支援します。
店舗を複数経営されている場合には1事業所あたり150万円を上限として支援します。

※令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別の事業です。(併給可)

【支給対象者】

申請できるのは、次の(1)～(4)に全て該当する方とします。

(1) 対象業種(卸売業・飲食業・小売業・サービス業)を営んでいること

※対象業種一覧(商工会HP参照)に記載のない業種を主たる業種として営んでいる場合には原則対象となりません。ただし、主たる業種以外で対象業種を継続的に営んでいる事業の実態(取引台帳、許認可証等(写真・HPのみは不可))が確認できる場合には対象となる場合があります。

(2) 岩手県内で事業を行っていること

※岩手県内で店舗・事務所を有し、事業を行っている事業者を対象とします。

※申請は1事業者1回のみとなります。

(複数店舗を分けて申請することはできません。)

(3) 中小企業者であること

(4) 売上減少要件

令和3年4月から令和4年3月の期間の売上(今季売上)について、次のいずれかに該当していること。

①いずれか一月の売上が前々年同期(令和1年)と比較して50%以上減少している方

②いずれか連続する3か月の売上の合計が前々年同期と比較して30%以上減少している方

※売上減少要件の判断に使用する売上は、事業者全体の売上(申請対象となる店舗以外の売上も含む)で比較します。

※令和2年4月2日以降に開業した方は、申請受付開始時点で前々年同期または前々年同期との比較ができませんので、新規創業者の特例を用いることができます。

【申請期限】

令和3年7月12日(月)～令和4年3月31日(木)

【申請窓口】

矢巾町商工会

【その他】

- ・申請様式等については、矢巾町商工会HP(<http://www.shokokai.com/yahaba/>)、商工会窓口に設置しています。
- ・対象業種等の詳しい内容については、HP内、募集要項または商工会にお問い合わせください。